

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	(1) 旧姓使用の現状について						制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	④ 当該資格の資格証、免許証等における旧姓の表記方法等	⑤ 備考 (④についてその他を選択した場合) ※自由記載	旧姓使用に関する対応予定等	備考
1	文部科学省	技術士 [昭和32年度]	技術士法	・技術士・技術士補	文部科学大臣 [登録簿への登録、登録証の交付]	○		旧姓を併記—旧姓を括弧書き			姓を変更した場合には、技術士法施行規則第17条により「登録事項変更届出書」の提出を要する。また、旧姓併記も可能となっている。	科学技術・学術政策局人材政策課技術士係 ■ 代表03-5253-4111（内線3833）
2	文部科学省	教育職員 [昭和24年度]	教育職員免許法	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園教諭普通免許状</li> <li>幼稚園助教諭臨時免許状</li> <li>小学校教諭普通免許状</li> <li>小学校教諭特別免許状</li> <li>小学校助教諭臨時免許状</li> <li>中学校教諭普通免許状</li> <li>中学校教諭特別免許状</li> <li>中学校助教諭臨時免許状</li> <li>高等学校教諭普通免許状</li> <li>高等学校教諭特別免許状</li> <li>高等学校助教諭臨時免許状</li> <li>特別支援学校教諭普通免許状</li> <li>特別支援学校助教諭臨時免許状</li> <li>特別支援学校自立教科教諭普通免許状</li> <li>特別支援学校自立教科教諭特別免許状</li> <li>特別支援学校自立教科助教諭臨時免許状</li> <li>特別支援学校自立活動教諭普通免許状</li> <li>特別支援学校自立活動教諭特別免許状</li> <li>養護教諭普通免許状</li> <li>養護助教諭臨時免許状</li> <li>栄養教諭普通免許状</li> </ul>	都道府県教育委員会 [免許状の授与]	○		その他（備考欄に記載）	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得後に改姓があった場合は、届出等の義務がないため、そのまま旧姓単記が可能。</li> <li>資格取得時に旧姓を使用する場合は、戸籍姓と併記（括弧書き等の指定はない）。</li> </ul>		姓を変更した場合には、教育職員免許法第15条により免許状の書換を授与権者に願い出せるとされている。また、教育職員免許法施行規則別記第一号様式にあるとおり、旧姓併記も可能。	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 教員免許・研修企画室 ■ 代表03-5253-4111（内線3968）
3	文部科学省	司書 [昭和25年度]	図書館法	<ul style="list-style-type: none"> <li>司書</li> <li>講習実施大学 [修了証書の交付]</li> <li>司書補</li> <li>※講習受講者のみ</li> </ul>		○		併記・単記いずれも可			<ul style="list-style-type: none"> <li>講習実施大学が旧姓名の修了証書（または旧姓名を併記した修了証書）を発行すること自体は制度として特段禁じていない。</li> <li>大学における養成課程での資格取得者も多くおり、それらの者には修了証書は発行されない。</li> </ul>	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 社会教育人材研修係 ■ 代表03-5253-4111（内線3676）
4	文部科学省	学校図書館司書教諭 [昭和28年度]	学校図書館法	—	文部科学大臣 [講習の修了証書の交付]	○		併記・単記いずれも可			旧姓名の講習の修了証書を発行すること自体は制度として特段禁じていない。	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 社会教育人材研修係 ■ 代表03-5253-4111（内線3676）

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	(1) 旧姓使用の現状について						制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	④ 当該資格の資格証、免許証等における旧姓の表記方法等	⑤ 備考 (④についてその他を選択した場合) ※自由記載	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
5	文部科学省	学芸員 [昭和26年度]	博物館法	—	文部科学大臣 [合格証書の送付]	○			併記・単記いずれも可			資格取得のための試験出願時に、必要書類として住民票等の提出を求めており、提出された住民票等に基づいて、受験票や合格証書の発行を行っている。そのため、住民票等に旧姓が併記されていれば、旧姓での合格証書発行も可能である。 資格取得後に改姓した者のうち、合格証書の書き換え希望者に対しては、書き換えを行う。	文化庁企画調整課博物館振興室 ℡ 03-5253-4111 (内線4772)
6	文部科学省	社会教育主事 [昭和26年度]	社会教育法	—	講習を実施する大学その他の教育機関 [修了証書の交付] ※講習受講者のみ	○			併記・単記いずれも可			講習実施大学が旧姓名の修了証書（または旧姓名を併記した修了証書）を発行すること自体は制度として特段禁じていない。 大学における養成課程での資格取得者が多くおり、それらの者には修了証書は発行されない。	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 社会教育人材研修係 ℡ 03-5253-4111 (内線3676)
7	文部科学省	公認心理師 [平成29年度] <厚生労働省と共管>	公認心理師法	—	文部科学大臣、厚生労働大臣 [登録証の交付]	○			旧姓を併記—旧姓を括弧書き				厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室 ℡ 03-5253-1111 (内線3112)
8	文部科学省	登録日本語教員 [令和6年度]	日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律	—	文部科学大臣 [登録証の交付]	○			旧姓を併記—旧姓を括弧書き				文部科学省総合教育政策局 日本語教育課 ℡ 03-5253-4111 (内線5793)